

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、身体障害者手帳交付に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

2026/3/25

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき対象者に身体障害者手帳の交付を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表20の項により個人番号を利用することができるのは、身体障害者手帳に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第15条第1項の身体障がい者手帳の交付の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務2 法第16条第1項又は第2項の身体障がい者手帳の返還に関する事務3 法施行令第9条第1項の身体障がい者手帳交付台帳の整備に関する事務4 法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務5 法施行令第10条第1項又は第3項の身体障がい者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	高齢・障がい福祉システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
身障手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「身体障害者手帳」または「障害者関係情報」が含まれる項(14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>情報照会を行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号060-8611</p> <p>札幌市中央区北1条西2丁目</p> <p>総務局行政部行政情報課</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号060-8611</p> <p>札幌市中央区北1条西2丁目</p> <p>保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。</p> <p>マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐付けを行い、その記録を残している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2015/12/27	【基礎】I-5②所属長	障がい福祉課長 長谷川恵美	障がい福祉課長 松原 和幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
2019/3/7	【基礎】I-5②所属長の役職名	障がい福祉課長 松原 和幸	障がい福祉課長 松原 和幸	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
2019/3/7	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ
2026/3/25	表紙(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言)	札幌市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤記の訂正
2026/3/25	【基礎】I-1②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の11項により個人番号を利用することができるのは、身体障害者手帳に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表20の項により個人番号を利用することができるのは、身体障害者手帳に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	法改正による記載内容の修正(別表第一の11⇒別表20)
2026/3/25	【基礎】I-3法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	番号法第9条第1項 別表20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	事後	法改正による記載内容の修正
2026/3/25	【基礎】I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」または「障害者関係情報」が含まれる項(14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」または「障害者関係情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「身体障害者手帳」または「障害者関係情報」が含まれる項(14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項) (情報照会の根拠) 情報照会を行わない	事後	法改正による記載内容の修正
2026/3/25	【基礎】IV-8リスクへの対策	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-8判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11当該対策は十分か	(なし)	特に力を入れている	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11判断の根拠	(なし)	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐付けを行い、その記録を残している。	事後	様式改定に伴う記載項目